通所型独自サービス サービスコード表 令和6年4月時点

ME 171		ノ Lハ ノ Lハコ I 仏						ፓ ላ	16年4月時只
サービ 種類	スコード 項目	サービスの内容略称			算定項目			単位数	算定単位
A6		通所型独自サービス11				***		1798	1月につき
A6		通所型独自サービス11日割	-			事業対象者·要支援1 (週1回程度)		59	
A6	1121	通所型独自サービス12	一イ 1週当たりの標準的な	回数を定める場合		事業対象者·要支援2 (週2回程度)	+		1月につき
A6	1122	通所型独自サービス12日割	-					119	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11						-18	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	- - 高齡者虐待防止措置未実施減算 -			(週1回程度)		-1	
A6						事業対象者·要支援2			1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				(週2回程度)		-1	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11				東紫牡魚老, 西古福1		-18	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割	-			事業対象者·要支援1 (週1回程度)		-1	
A6		通所型独自業務継続計画未策定減算12	業務継続計画未策定減算	草		**************************************	+	-36	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割	-			事業対象者·要支援2 (週2回程度)		-1	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1			る者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合		+	-376	1 110 2
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物に居住	する者又は同一建物			+	-752	1月につき
A6		通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない	東業所が洋河を行わた! \場合			+	-47	   片道につき
A6		通所型独自生活向上グループ活動加算		ハ 生活機能向上グループ活動加算			+	100	// <i>E</i>   C   C
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算		- 若年性認知症利用者受入加算			+	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				+	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	へ 栄養改善加算				+	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算I	1124111111	(1) 口腔機能向上加	复(I)		+	150	
A6	5011	通所型独自サービスロ腔機能向上加算Ⅱ	ト 口腔機能向上加算	(2) 口腔機能向上加			+	160	-
A6		通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			+	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算 I 1	7 17.1137 27.13217.			  事業対象者・要支援1	+	88	   1月につき
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算 I 2	-	(1) サービス提供体制強化加算(I)		事業対象者·要支援2	+	176	
A6		通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1	  リ サービス提供体制  強化加算	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		事業対象者・要支援1		72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算 II 2				事業対象者·要支援2	+	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1	-	(3)サービス提供体制強化加算(皿)		事業対象者·要支援1	+	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2				事業対象者·要支援2		48	-
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I			(1) 生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度		+	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	ヌ 生活機能向上連携加	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		<u>,                                      </u>	+	200	
A6	6200	通所型独自サービスロ腔栄養スクリーニング加算 I	<u> </u>	(1) 口腔・学養スクリ	- ニング加算(I)(6月に1回を限度)			200	
A6	6201	通所型独自サービスロ腔栄養スクリーニング加算 II	ル 口腔・栄養スクリーニング 加算					5	1回につき
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	****   (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度)   フ 科学的介護推進体制加算				40		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	- 11 1 5 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(1)介護職員処遇改	姜加質(T)		     	40	
A6		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	フ 介護職員処遇改善 加算 (2)介護職員処遇改 (3)介護職員処遇改				所定単位数の 43/1000加算		
A6		通所型独自サービス処遇改善加算III					所定単位数の 23/1000加算		   1月につき
A6		通所型独自サービス特定処遇改善加算 I			定処遇改善加算(I)		所定単位数の 12/1000加算		.,,,,,,,,,,,
A6		通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	」カ 介護職員等特定 処遇改善加算		定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 12/1000加算		
A6		通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアッ		7. H (1877 \ 187		所定単位数の 11/1000加算		
		一周川主体ログーとスペースアプラマスは加昇   1 川政神教学・スケックマスは加昇   1 川政神教教学・スケックマスは加昇   1 川政神教学・スケックマスは加昇   1 川政神教学・スケックマスは加州   1 川政教学・スケックマスは加州   1 川政神教学・スケックマスは加州   1 川政神教学・スケックマスは加州   1 川政神教学・スケックマスは加州   1 川政神教学・スケックマスは加州   1 川政神教学・スケックマスは加州   1 川政神教学・スケックマスは、スケックマスは加州   1 川政教教学・スケックマスは加州   1 川政教学・スケックマスは、オール・スケックマスは、オース・スケックマスは、オール・スケックマスは							

- ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
- ※ 事業所が送迎を行わない場合については、通所型独自サービス I を算定している場合は1月につき376単位の範囲内で、通所型独自サービス II を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

定員超過の場合													
A6	8001	通所型独自サービス11・定超		事業対象者·要支援1		1259	1月につき						
A6	8002	通所型独自サービス11・日割・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(週1回程度)		41	1日につき						
A6	8011	通所型独自サービス12・定超	1 「巡当たりの保生いる四数とためる物口	事業対象者・要支援2		2535	1月につき						
A6	8012	通所型独自サービス12・日割・定超		(週2回程度)		83	1日につき						
看護・介護職員が欠員の場合													
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠		事業対象者・要支援1		1259	1月につき						
A6	9002	通所型独自サービス11・日割・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(週1回程度)		41	1日につき						
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠	1 「世コルツツ弥干リで四双とたので物口	事業対象者・要支援2		2535	1月につき						
A6	9012	通所型独自サービス12・日割・人欠		(週2回程度)		83	1日につき						